

1 趣旨

児童生徒の「主体的な学び」を促進し、学力の向上を図るため、指定地域において小学校と中学校が連携して、教科指導と生徒指導の両面における指導方法等に係る実践的な研究を進め、その成果を検証、普及する。

2 事業の内容

小学校と中学校が連携した地域として10地域程度を指定（以下、「指定地域」という。）し、学力の課題を解決するための指導内容及び方法に係る実践的な研究を進め、その成果を検証、普及する。

なお、指定地域は、原則として、公立中学校と、当該中学校区内の全ての公立小学校で構成するものとする。

3 指定の期間

指定期間は、原則として平成30年度から平成32年度までの3年間とする。

4 実施方法

(1) 指定地域における各校の研究内容等

各指定地域は、学力向上推進協議会における研究推進計画等に基づき、具体的な研究課題を設定し、その課題解決に向けた研究仮説に基づく研究授業及び授業後に計画的に研究協議会を開催するとともに、学力に大きな課題がある児童生徒が学習内容を理解できるための方策を協議し、授業改善の方策や児童生徒一人一人の課題に応じた実践的な研究を進め、研究成果を普及する。

なお、研究の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 全国学力・学習状況調査の結果等の分析から、当該指定地域内において課題とされた内容等を踏まえた指導内容及び方法の工夫・改善に取り組む。

イ 学力に課題が大きい児童生徒の個別指導計画等を作成し、児童生徒一人一人の課題に応じた組織的、計画的、継続的な指導を行う。

ウ 学力向上の成果及び課題について、学力調査、評価問題、授業記録、児童生徒の作品等により検証する。

(2) 研究推進教員の配置

各指定地域に研究推進教員を1名置く。

研究推進教員は次のことを行う。

ア 指定地域の研究推進体制の確立を図り、研究を推進するとともに、市町教育委員会と連携し、学力向上推進協議会の企画・運営等に参画する。

イ その専門性を向上させるため、県教育委員会が主催する学力向上推進地域連絡協議会等に参加する。

(3) 家庭教育支援アドバイザーの配置

各指定地域に家庭教育支援アドバイザーを1名置く。

家庭教育支援アドバイザーは次のことを行う。

ア 学力に課題のある児童生徒の家庭における学習環境を整えるため、家庭・地域と学校との連携・協力を支援する。

イ その専門性を向上させるため、県教育委員会が主催する学力向上推進地域連絡協議会等に参加する。

(4) 学力向上推進協議会

ア 設置

市町教育委員会は、研究の円滑な推進のため、各指定地域に学力向上推進協議会を置く。

イ 構成

学力向上推進協議会は、指定地域を構成する各学校の校長及び研究推進教員（中学校）、連携担当教員（小学校）、市町教育委員会関係職員及び家庭教育支援アドバイザー等で構成する。

ウ 所掌

学力向上推進協議会は、当該指定地域内の学校が行う研究に対して、検証、研究協議等を行う。

エ 運営

市町教育委員会は、学力向上推進協議会を年間3回程度開催し、地域の実情や課題を踏まえた上で学力向上のための研究推進計画等を策定するとともに、協議内容、役割分担等を定める。また、原則として授業参観を併せて行う。

(5) 推進及び普及

ア この取組を推進し、成果を普及させるために、県教育委員会は、次のことを行うものとする。

- (ア) 各指定地域の取組の推進、質の向上を目指した学力向上推進地域連絡協議会の実施
- (イ) 各指定地域に対し、この取組の実施に必要な指導・助言
- (ウ) 実施報告をまとめた集録の編集及び県内各市町への情報提供

イ この取組を推進し、成果を普及させるために、市町教育委員会は、次のことを行うものとする。

- (ア) 県教育委員会が行うこの取組の推進及び成果の普及（上記ア）への協力
- (イ) この取組による実践的な研究の成果と課題、研究推進計画等の検証及び当該市町内への普及

ウ この取組の成果を普及させるために、各指定地域は、次のことを行うものとする。

- (ア) この取組による実践的な研究の成果について、普及方法を各指定地域で検討し普及
- (イ) 県教育委員会が児童生徒、教職員及びその他関係者に対してアンケート等を行う際の協力

5 実施計画書等の提出

- (1) 市町教育委員会は、別紙1により、実施計画書を作成し、県教育委員会が別に定める期限までに提出するものとする。
- (2) 市町教育委員会は、別紙2により、実施報告書を取りまとめ、当該年度の末までに速やかに県教育委員会に提出するものとする。
- (3) 実施報告書については、県教育委員会においてその集録を編集し、冊子及びインターネット、その他の媒体により公表することができるものとする。

6 その他

本実施要領に定めのない事項については、県教育委員会が別に定める。